第 6012 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2018年)平成30年 8月 3日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 商品の廃棄

Q：倉庫に多くの売れ残り在庫があります。保管スペースの問題もあり、処分しようと思いますが、どのようにしていたらいいですか？

A：実際に廃棄したことを証明するための証拠資料を揃えておく必要があります。

【解説】

税務では、仕入商品のうち販売されていないものについては、原則として、資産計上(在庫)しなければならず、その期の経費に算入することは認められません。

したがって、売れ残り在庫や不要の資材を廃棄処分するときは、パソコンで商品管理するだけでは不十分で、その事実を証明する書類を揃えておかなければなりません。

廃棄の事実を証明する書類とは、次のようなものをいいます。

①売れ残り・不良在庫の写真
②廃棄業者の請求書
③廃棄処分をした理由説明書
④廃棄処分在庫の明細表
⑤在庫の仕入れ時期などがわかる書類

在庫の数量については税務調査でチェックされるケースも多くみられますので注意してください。

また、売れ残り在庫を社内で使用する場合は、売上計上漏れとして指摘をうけないために、どのように社内で使用したかを、帳簿に明記するようにしておきましょう。